令和6年度宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、宇城市への子育て世帯の定住を促進し、地域の活性化を図るため、住宅の新築又は購入に対し、予算の範囲内で宇城市子育て世帯定住促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、宇城市補助金等交付規則(平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めると ころによる。
 - (1) 住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規 定する建築物であって、自己の居住の用に供する専用住宅及び併用住宅 をいう。
 - (2) 新築 新たに住宅を建設することをいう。
 - (3) 購入 未入居の建売住宅を購入することをいう。
 - (4) 定住 3年以上連続して居住する意思をもって、本補助金の交付申請を行った住宅に住民票を異動することをいう。
 - (5) 転入 直近1年以上連続して市外に住民登録があり、当該住宅に住 民票を異動することをいう。
 - (6) 子育て世帯 同一世帯内に小学校入学前の世帯員が1人以上いる世 帯
 - (7) 市税等 市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及 び国民健康保険税をいう。
 - (8) 暴力団 宇城市暴力団排除条例(平成23年条例第17号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。
 - (9) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。) は、定住を目的に、本市に住宅を新築又は購入し、市外から転入した子育 て世帯の者とする。なお、補助対象者は、当該住宅の新築工事請負契約又 は不動産売買契約に加え登記名義人に含む者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金 の交付を受けることができない。
 - (1) 市税等を滞納している者
 - (2) 3親等以内の親族間において、当該住宅の新築又は購入に係る契約を締結した者
 - (3) 本補助金の対象となる住宅に関して、国、県又は市の制度によるほかの補助等を受けている者

- (4) 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替として、住宅を新築又は購入した者
- (5) 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (6) 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係 を有する者と本補助事業に係る契約をした者

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、50万円とする。なお、補助金の交付は、住宅 1戸につき1回限りとする。

(補助金の事前申請)

- 第5条 補助対象者は、住宅の新築又は購入に係る工事請負契約又は売買契約を締結する前に、宇城市子育で世帯定住促進事業補助金事前申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 同意書(別紙1)
 - (2) 確認書 (別紙2)
 - (3) 誓約書(別紙3)
 - (4) 世帯員全員の住民票の写し(発行されて3月以内のもの)
 - (5) 市税等の未納がないことの証明書(発行されて3月以内のもの)
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金事前申請結果通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、前項の規定による通知を受けた日から1年以内に新築工事に着手しなければならないものとする。なお、住宅を購入する場合には、通知を受けた日と同一年度内に第6条に規定する補助金の交付申請を行わなければならないものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

- 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇城市子育 て世帯定住促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に次に 掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 新築工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
 - (2) 登記事項証明書(登記簿)の写し
 - (3) 工事費用又は購入費用の支払額がわかる書類(領収書等)
 - (4) 位置図
 - (5) 住宅の全景がわかる写真
 - (6) 間取りがわかる図面等(併用住宅の場合に限る。)
- 2 前項の申請書の提出期限は、住宅を新築した場合には、新築した日から 3か月を経過する日までとし、住宅を購入した場合には、売買した日から 3か月を経過する日又は令和7年3月14日までのいずれか早い日まで

とする。

(補助金額の交付決定及び確定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 現地調査を行い、適当と認め補助金の交付を決定したときは、宇城市子育 て世帯定住促進事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第4号)により、 補助対象者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助の要件に適合しないと認め たときは、その理由を付して、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金不交 付決定通知書(様式第5号)により、補助申請者に通知するものとする。 (補助金の請求及び交付)
- 第8条 前条第1項の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を 当該交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助 金の交付決定の全部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない理由 により市長が認める場合は、この限りでない。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた日から3年以内に当該住宅の売買若しくは 賃貸契約を締結又は世帯の全員が市外に転出したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けた日から3年以内に、当該住宅を取り壊したとき。
 - (4) この要綱に違反していることが認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、宇城 市子育て世帯定住促進事業補助金交付取消通知書(様式第7号)により、 交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知を受けた者(同一世帯者を含む。)から、再度当該 補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないものとする。 (補助金の返還)
- 第10条 市長は、交付決定者が前条に規定する補助金の交付の取消しを受けたときは、宇城市子育て世帯定住促進事業補助金返還命令書(様式第8号)により、期間を定めて既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を 受けた年度終了後5年間とする。 (雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。